

「航空機乗組員等のアルコール検査実施要領」新旧対照表

改正	現行
整理番号 No.4-022 平成31年1月31日 制 定（国空航第2282号） （略） 令和4年4月1日 一部改正（国空航第3099号、国空機第1186号） <u>令和8年9月15日 一部改正（国空安政第1391号）</u> 航空局安全部安全政策課長 航空機乗組員等のアルコール検査<u>等</u>実施要領 1. 目的 本要領は、運航規程審査要領細則（平成12年1月28日 空航第78号）第2章2-3、2-4及び3-5、第3章2-3、2-4及び3-4、第4章2-3、2-4及び3-4、整備規程審査実施要領細則（平成12年1月28日 空機第74号）Ⅱ. 2-3-2並びに事業場認定に関する一般方針（平成12年5月19日 空機第561号）第Ⅳ部5-2-1に基づき運航規程、整備規程及び業務規程に規定する航空機乗組員、客室乗務員、運航管理者、運航管理担当者、運航管理補助者及び整備従事者（以下「航空機乗組員等」という。）のアルコール検査<u>等</u>に係る事項の審査を行うに当たって必要な細目を定めることを目的とする。 2. 検査<u>等</u> 航空機乗組員等によるアルコール検査<u>等</u>は以下に示す方法・機器により	整理番号 No.4-022 平成31年1月31日 制 定（国空航第2282号） （略） 令和4年4月1日 一部改正（国空航第3099号、国空機第1186号） 航空局安全部安全政策課長 航空機乗組員等のアルコール検査実施要領 1. 目的 本要領は、運航規程審査要領細則（平成12年1月28日 空航第78号）第2章2-3、2-4及び3-5、第3章2-3、2-4及び3-4、第4章2-3、2-4及び3-4、整備規程審査実施要領細則（平成12年1月28日 空機第74号）Ⅱ. 2-3-2並びに事業場認定に関する一般方針（平成12年5月19日 空機第561号）第Ⅳ部5-2-1に基づき運航規程、整備規程及び業務規程に規定する航空機乗組員、客室乗務員、運航管理者、運航管理担当者、運航管理補助者及び整備従事者（以下「航空機乗組員等」という。）のアルコール検査に係る事項の審査を行うに当たって必要な細目を定めることを目的とする。 2. 検査 航空機乗組員等によるアルコール検査は以下に示す方法・機器により行

改正案	現行
行うものとする。 (1) 検査<u>等</u>の方法 a 航空機乗組員及び客室乗務員は一連の飛行^{※1}<u>前</u>に、運航管理者、運航管理担当者及び運航管理補助者は航空機との通信に係る業務を実施する前に、整備従事者は整備作業開始前に、アルコール検知器を使用した検査を行うことにより、酒気帯びの有無を確認すること^{※2}。 <u>b 航空機乗組員及び客室乗務員は、一連の飛行前のアルコール検査から乗務を終了するまでの間、他の航空機乗組員及び客室乗務員が酒気帯び状態でないことについて、常に相互確認を行うこと。万が一、酒気帯び等が疑われた場合には、他の航空機乗組員若しくは客室乗務員又は第三者^{※3}の立会いの下に行うアルコール検知器を使用した検査の実施も含め、酒気帯びの確認を行うこと。</u> <u>c 最少乗組員数が1人の航空機等、b 項による相互確認が困難な場合にあっては、航空機乗組員及び客室乗務員は一連の飛行後に、目視等により酒気帯びの有無について第三者の確認を受けること。当該確認は、顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等を含めて総合的に判断するものとする。なお、第三者が航空機乗組員又は客室乗務員を常に確認できる場合は、b 項における相互確認とみなす。</u> <u>d 事業者の行う飲酒防止対策が有効に機能していないと認められた場合については、b 項及び c 項の規定にかかわらず、その状況に応じ、航空機乗組員及び客室乗務員に対する一連の飛行後のアルコール検知器を使用した検査の実施（抜き打ちによる実施を含む。）を含めた改善措置を航空安全推進室（地方航空局が管轄する航空運送事業者にあつては、地方航空局保安部統括事業安全監督官）に提出し、実施すること。</u>	うものとする。 (1) 検査方法 a 航空機乗組員及び客室乗務員は一連の飛行^{※1}<u>前後</u>に、運航管理者、運航管理担当者及び運航管理補助者は航空機との通信に係る業務を実施する前に、整備従事者は整備作業開始前に、アルコール検知器を使用した検査を行うことにより、酒気帯びの有無を確認すること^{※2}。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

改正案	現行
<u>e a 項及び d 項によるアルコール検知器を使用した検査に当たっては</u>、不正(なりすまし、すり抜け等)を防止するため、原則、<u>第三者が立会い</u>^{※4}、検査が適切に行われていることを確認すること。 <u>f a 項、b 項及び d 項によるアルコール検知器を使用した</u>アルコール検査の結果（日時、便名（航空機乗組員及び客室乗務員に限る。）、測定者及び立会い者の氏名、数値など）、<u>c 項による目視確認の結果（日時、便名、立会い者の氏名など）</u>についての記録を作成し、少なくとも一年間^{※5}保存すること。 ※1 一連の飛行とは、<u>乗務する二つの飛行の間の時間（便間）において</u>次の飛行に向けた準備等を行うような連続する飛行であって、当該便間においても、航空機乗組員及び客室乗務員が事業者の管理下にあり、飲酒の可能性が極めて低いものとして下記①、②等に該当するものをいう。 <u>なお、航空機乗組員又は客室乗務員が宿泊施設で休憩をとる等の場合は、一連の飛行には該当せず、乗務前に再度アルコール検査を受ける必要があることに留意すること。</u> ① <u>飛行間に休憩をとる場合であって、かつ、複数の航空機乗組員又は客室乗務員が社内の同じ施設（休憩施設等）で当該休憩をとる場合</u> ② <u>就業規則等で定めた拘束時間や制服着用義務を課した時間などにより、便間において飲酒の可能性がない場合</u> ※2 （略） ※3 検査対象者に対する第三者は以下の表<u>に掲げる者であって、アルコール検査に関し必要な教育を受け航空運送事業者又は認定事業場が適切と認めたもの</u>とする。	<u>b 検査に当たり</u>、不正(なりすまし、すり抜け等)を防止するため、原則<u>アルコール検査に関し必要な教育を受け航空運送事業者又は認定事業場が適切と認めた</u>第三者^{※3}が立会い^{※4}、検査が適切に行われていることを確認すること。 <u>c</u> アルコール検査の結果（日時、便名（航空機乗組員及び客室乗務員に限る。）、測定者及び立会い者の氏名、数値など）についての記録を作成し、少なくとも一年間^{※4}保存すること。 ※1 一連の飛行とは、<u>機内で</u>次の飛行に向けた準備等を行うような連続する飛行（<u>計画上又は実際の運航における飛行間の間隔が 2 時間以内である場合に限る。</u>）をいう。 ※2 （略） ※3 検査対象者に対する第三者<u>の考え方</u>は以下の表<u>の通り</u>とする。

改正案		現行																	
<table><tr><th>検査対象者</th><th>第三者</th></tr><tr><td>航空機乗組員</td><td rowspan="2">航空機乗組員及び客室乗務員以外の者</td></tr><tr><td>客室乗務員</td></tr><tr><td>運航管理者、運航管理担当者又は運航管理補助者</td><td>運航管理業務に従事する者以外の者</td></tr><tr><td>整備従事者</td><td>整備従事者以外の者</td></tr></table>	検査対象者	第三者	航空機乗組員	航空機乗組員及び客室乗務員以外の者	客室乗務員	運航管理者、運航管理担当者又は運航管理補助者	運航管理業務に従事する者以外の者	整備従事者	整備従事者以外の者	<table><tr><th>検査対象者</th><th>第三者</th></tr><tr><td>航空機乗組員</td><td rowspan="2">航空機乗組員及び客室乗務員以外の者</td></tr><tr><td>客室乗務員</td></tr><tr><td>運航管理者、運航管理担当者又は運航管理補助者</td><td>運航管理業務に従事する者以外の者</td></tr><tr><td>整備従事者</td><td>整備従事者以外の者</td></tr></table>	検査対象者	第三者	航空機乗組員	航空機乗組員及び客室乗務員以外の者	客室乗務員	運航管理者、運航管理担当者又は運航管理補助者	運航管理業務に従事する者以外の者	整備従事者	整備従事者以外の者
検査対象者	第三者																		
航空機乗組員	航空機乗組員及び客室乗務員以外の者																		
客室乗務員																			
運航管理者、運航管理担当者又は運航管理補助者	運航管理業務に従事する者以外の者																		
整備従事者	整備従事者以外の者																		
検査対象者	第三者																		
航空機乗組員	航空機乗組員及び客室乗務員以外の者																		
客室乗務員																			
運航管理者、運航管理担当者又は運航管理補助者	運航管理業務に従事する者以外の者																		
整備従事者	整備従事者以外の者																		
※4 <u>2.（１）a 項及び d 項によるアルコール検査について、以下の①～③のいずれかに該当する場合には、第三者の立会いは不要とすることができる。</u> <u>①検査時の不正防止対策として、第三者がモニター等を使用し遠隔で確認するなど同等の対策を講じる場合</u> <u>②運航中に発生した機材不具合等の不測の事態により通常使用しない空港等に着陸した場合</u> <u>③客室乗務員、運航管理者、運航管理担当者、運航管理補助者及び整備従事者については、あらかじめ指定された業務責任者の監視の下で検査対象者相互間において検査の実施状況を確認する場合及び業務責任者の検査の実施状況を2名以上の他の検査対象者が確認する場合</u> <u>2.（１）c 項の目視等による確認について、上記②に該当する場合には、第三者が、携帯電話等の通信機器の映像、音声等を活用し、顔色及び応答の声の調子等により適切に酒気帯びの有無を確認することとしてもよい。</u>		※4 <u>検査時の不正防止対策として、第三者がモニター等を使用し遠隔で確認するなど同等の対策を講じる場合及び運航中に発生した機材不具合等の不測の事態により通常使用しない空港等に着陸した場合は、立会いは不要とすることができる。客室乗務員、運航管理者、運航管理担当者、運航管理補助者及び整備従事者については、あらかじめ指定された業務責任者の監視の下で検査対象者相互間において検査の実施状況を確認する場合及び業務責任者の検査の実施状況を2名以上の他の検査対象者が確認する場合は、第三者の立会いは不要とすることができる。</u> <u>また、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、飛行後のアルコール検査において立会いは不要とすることができる。</u> <u>・操縦室と客室にドアがない機体を使用する場合</u> <u>・飛行前に会社が航空機乗組員又は客室乗務員の荷物検査を行いアルコールを所有していないことを確認し、かつ、機内でアルコールを販売しておらず運航中にアルコールを入手できないなど航空機乗組員又は客室乗務員</u>																	

改正案	現行
※5 検査が不合格となった場合の記録は、当該航空機乗組員等が退職後1年経過するまでの間保存が必要。 (2) (略)	<u>が飲酒する可能性が低いと認められる場合</u> ※5 検査が不合格となった場合の記録は、当該航空機乗組員等が退職後1年経過するまでの間保存が必要。 (2) (略)

附則（令和8年9月15日）

1. この基準は、令和8年9月15日から適用する。
2. この基準の適用の際、現に認可を受けている航空運送事業者の運航規程については、改正後の規定にかかわらず、改正後の2.（1）に規定する事項が当該事業者の運航規程に定められるまでの間は、なお従前の例による。
3. この基準の適用の際、現に運航規程の認可を受けている航空運送事業者に関する改正後の2.（1）a項、b項、c項及びd項の適用については、改正後の規定に基づく運航規程の変更において、当該事業者の行っている飲酒防止対策が有効に機能していることについて確認を受けること。